

■ 通行の許可

○ 申請の審査

申請書を受け付けた道路管理者(各国道事務所、土木事務所、市役所の道路管理課)は、特殊な車両の通行許可の可否について審査します。

○ 申請から許可までの標準処理期間

許可、または不許可とされるまでの標準処理期間は、道路管理者によって異なりますが、概ね下記の様になっております。

新規申請及び変更申請の場合 約3週間～約1ヶ月
更新申請の場合 約2週間

○ 通行条件

審査の結果、道路管理者が通行する事が、やもえないと認める時には、通行に必要な条件を附して許可します。この条件を通行条件といいます。

通行条件には、重量 A～Dの4段階、寸法 A～Cの3段階、その他にも通行時間帯が示される。

区分	内 訳	
記号	重量について	寸法についての条件
A	徐行等の特別条件を付さない。	徐行等の特別の条件を付さない。
B	徐行及び連行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、連行禁止及び当該車両の前後に誘導車を配置する事を条件とする。	徐行及び当該車両の前後に誘導車を配置する事を条件とする。
D	徐行、連行禁止及び当該車両の前後に誘導車を配置し、且つ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行する事を条件とする。 道路管理者が別途指示する場合は、その条件も付加する。	

(注) 通行時間帯については、重量、寸法等の条件によって、24時間、21時～6時等の様に道路管理者から指定されます。

○ 許可期間

通行許可期間は下記の通りです。

事業区分等	通行期間
(1) 路線を定める旅客自動車運送事業用車両(路線バス等)	2年
(2) 路線を定めない自動車運送事業用車両及び第二種貨物利用運送事業用車両(事業許可を受けた特殊な車両)、事業許可を受けていない特殊な車両で、通行経路が一定し当該経路を反復して通行するもの	2年以内
(3) 寸法又は重量が一定の基準を超える車両	1年以内

■ 特殊車両通行許可申請について

総重量が20トンを超える車両で道路使用許可、通行禁止道許可を申請する際には、以上の条件により、特殊車通行許可が必要です。

許可が必要な場合は、申請に日数等もかかる為、各担当者に早めにご連絡及びお問い合わせして頂く様、宜しくお願い申し上げます。

特殊車両通行許可について

■ 一般的制限

道路法では道路を通行する車両の大きさや重さを次のように制限しています。このことを「一般的制限」といいます。(道路法第47条1項、2項)

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5メートル
長さ	12.0メートル
高さ	3.8メートル
重さ 総重量	20.0トン
軸重	10.0トン
隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満は18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン) ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上は20.0トン
輪荷重	5.0トン
最小回転半径	12.0メートル

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合には、その状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、このけん引されている車両も含まれます。

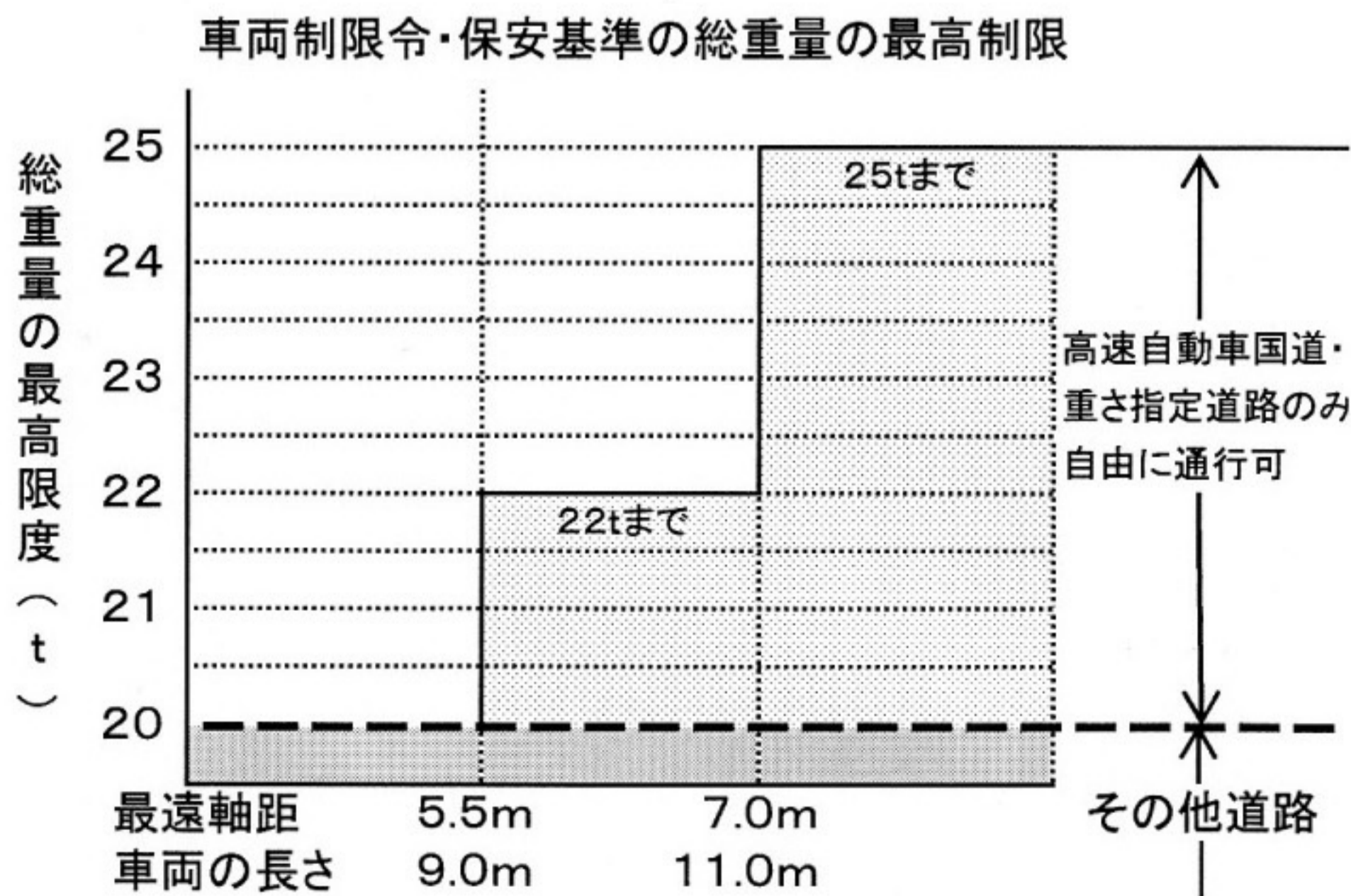
上記で記されている「一般的制限」の何れかを超える車両(移動式クレーン等の新規開発車両や平成5年の車両制限令で改正された新規格車)を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要であり、通行しようとする道路の道路管理者(各国道事務所、土木事務所、市役所の道路管理課)に申請し、許可を得なければなりません。
(道路法第47条の2第1項)

■ 指定道路

指定道路とは、道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険防止に支障がないと認めて指定した道路であり、総重量、または高さの一般的制限値が別途定められています。

○ 重さ指定道路

高速自動車国道、または道路管理者が総重量について指定した道路(重さ指定道路)を通行する車両の総重量は、次に掲げる値となっています。
(幅、長さ、高さの最高限度は一般的制限値と同じ)



○ 高さ指定道路

道路管理者が高さについて指定した道路(高さ指定道路)を通行する車両の高さの最高限度は4.1メートルです。

1 特殊車両通行許可制度の概要

1) 道路法に基づく車両の制限とは

◆一般的制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さを次のとおり制限しています。

この制限のことを「一般的制限」といい、制限値のことを「一般的制限値」といいます。

(道路法第47条1項、2項)

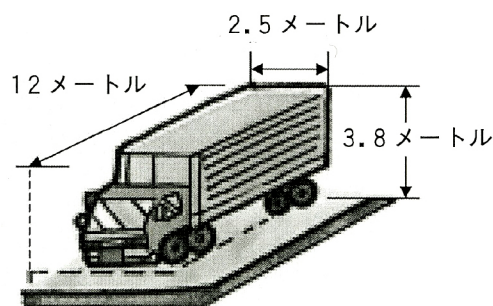
車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5メートル
長さ	12.0メートル
高さ	3.8メートル
重さ 総重量	20.0トン
軸重	10.0トン
隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満は18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン)。 ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上は20.0トン
輪荷重	5.0トン
最小回転半径	12.0メートル

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含みます。

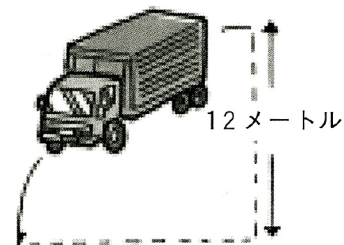
(車両制限令第3条)

○一般的制限値

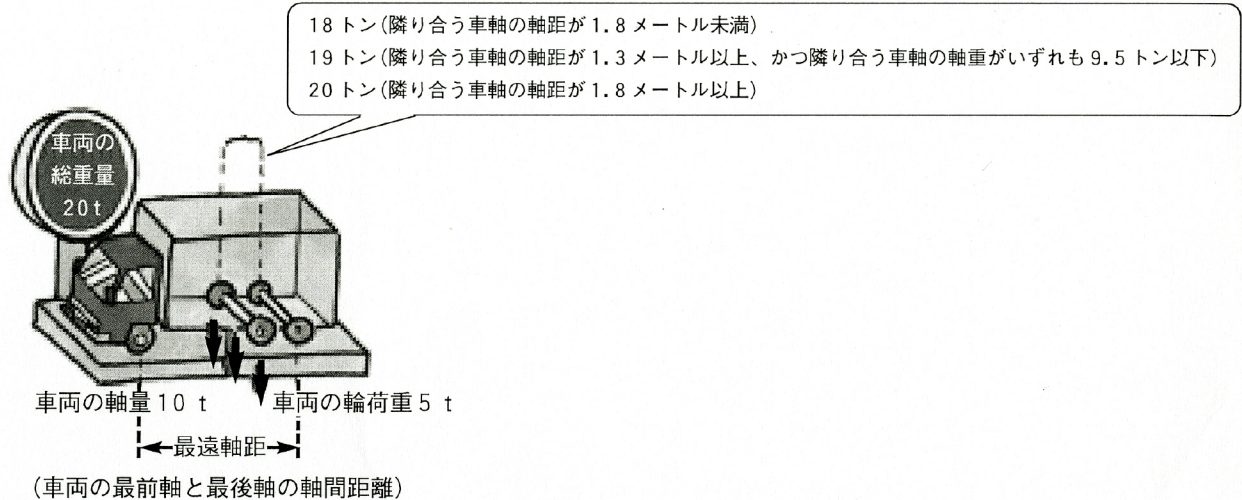
車両の幅、長さ、高さ



車両の最小回転半径



車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重



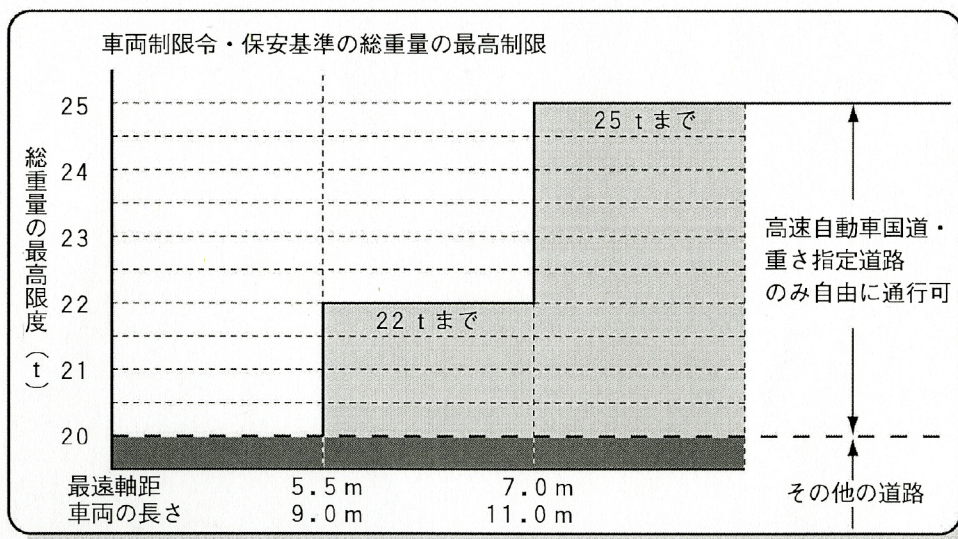
◆指定道路

指定道路とは、道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、総重量または高さの一般的制限値が別途定められています。

○重さ指定道路

高速自動車国道または道路管理者が総重量について指定した道路(重さ指定道路)を通行する車両の総重量は、次に掲げる値となっています。

(幅、長さ、高さの最高限度は一般的制限値と同じ)



総重量

- 20トン(最遠軸距が5.5メートル未満)
- 22トン(最遠軸距が5.5メートル以上7メートル未満で、貨物が積載されていない状態で長さが9メートル以上の場合。9メートル未満は20トン)
- 25トン(最遠軸距が7メートル以上で、貨物が積載されていない状態で長さが11メートル以上の場合。9メートル未満20トン、9メートル～11メートルは22トン)

○高さ指定道路


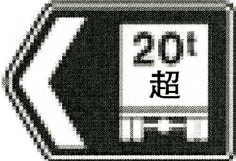
道路管理者が高さについて指定した道路(高さ指定道路)を通行する車両の高さの最高限度は、4.1メートルです。

○指定道路であることを示す標識

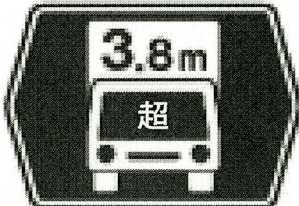
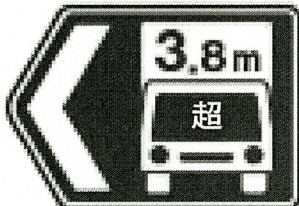
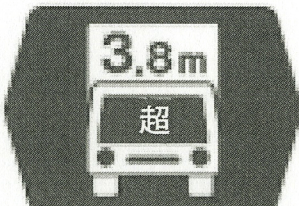
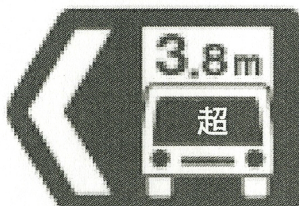
指定道路について、迂回が必要な区間など特に必要となる箇所には、以下の案内標識が設置されます。

ただし、指定道路は官報による公示が前提ですので、指定道路であっても、標識を設置しない場合もあります。

《重さ指定道路を示す標識》

区間の表示※1	分岐の表示※2
	

《高さ指定道路を示す標識》

	区間の表示※1	分岐の表示※2
一般道路に設置するもの		
高速道路等に設置するもの		

※1 区間の表示：走行している道路が指定道路であることを示す標識

※2 分岐の表示：分岐点等において指定道路の方向を示す標識

◆セミトレーラ連結車とフルトレーラ連結車の場合

セミトレーラ連結車・フルトレーラ連結車は、通行する道路種別ごとに総重量および長さの特例が設けられています。(車両制限令第3条第2項)

○総重量の特例(車両の通行の許可の手続等を定める省令第1条の2)

バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ、または自動車の運搬用に限ります。

(P 14 「特殊な車両とは」を参照)

道路種別	最遠軸距	総重量の制限値	備考
高速自動車国道	8 m以上 9 m未満	25 トン	首都高速道路、阪神高速道路、その他の都市高速道路および本州四国連絡橋道路は含まれません
	9 m以上 10 m未満	26 トン	
	10 m以上 11 m未満	27 トン	
	11 m以上 12 m未満	29 トン	
	12 m以上 13 m未満	30 トン	
	13 m以上 14 m未満	32 トン	
	14 m以上 15 m未満	33 トン	
	15 m以上 15.5 m未満	35 トン	
	15.5 m以上	36 トン	
重さ指定道路	8 m以上 9 m未満	25 トン	
	9 m以上 10 m未満	26 トン	
	10 m以上	27 トン	
その他の道路	8 m以上 9 m未満	24 トン	
	9 m以上 10 m未満	25.5 トン	
	10 m以上	27 トン	

○長さの特例(車両制限令第3条第3項)

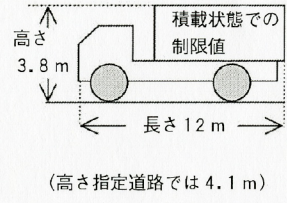
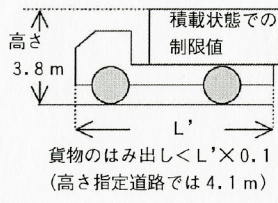
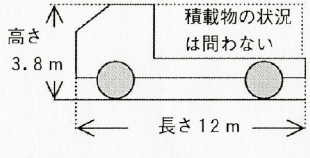
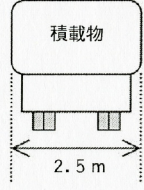
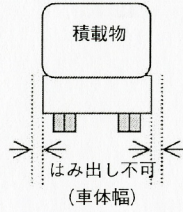
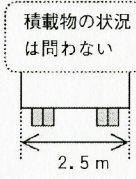
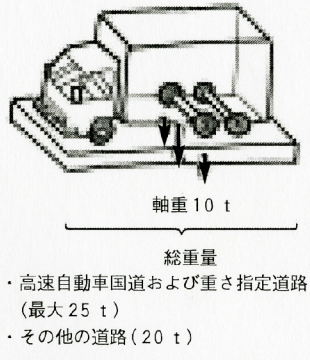
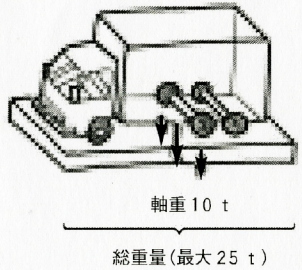
道路種別	連結車	長さの制限値	備考
高速自動車国道	セミトレーラ連結車	16.5メートル	
	フルトレーラ連結車	18.0メートル	
その他の道路	セミトレーラ連結車	12.0メートル	
	フルトレーラ連結車	12.0メートル	

(注) この特例は積載貨物が被けん引車の車体の前方または後方にはみ出していないものの長さです。

◆車両の制限に関する法令

道路法のほかに、道路交通法、道路運送車両法においても車両諸元の制限があり、それぞれの法の目的に応じて、車両の幅、長さ、重量などについて規定が設けられています。

各法令による車両諸元に関する規定を比較すると、以下のようになります。

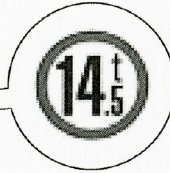
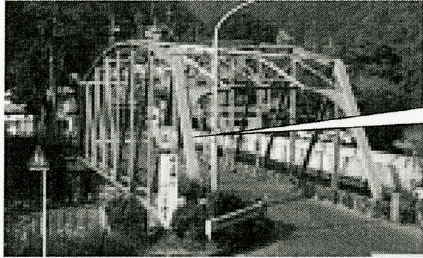
	道路法 (車両制限令)	道路交通法 (道路交通法施行令)	道路運送車両法 (道路運送車両の保安基準)
長さおよび高さの規定	 <p>高さ 3.8 m</p> <p>積載状態での制限値</p> <p>長さ 12 m</p> <p>(高さ指定道路では 4.1 m)</p>	 <p>高さ 3.8 m</p> <p>積載状態での制限値</p> <p>L'</p> <p>貨物のはみ出し $L' \times 0.1$</p> <p>(高さ指定道路では 4.1 m)</p>	 <p>高さ 3.8 m</p> <p>積載物の状況は問わない</p> <p>長さ 12 m</p>
幅の規定	 <p>積載物</p> <p>2.5 m</p>	 <p>積載物</p> <p>はみ出し不可</p> <p>(車体幅)</p>	 <p>積載物の状況は問わない</p> <p>2.5 m</p>
重量	 <p>軸重 10 t</p> <p>総重量</p> <p>・高速自動車国道および重さ指定道路 (最大 25 t)</p> <p>・その他の道路 (20 t)</p>	<p>規定なし</p>	 <p>軸重 10 t</p> <p>総重量 (最大 25 t)</p>

2) 橋・トンネル等の制限

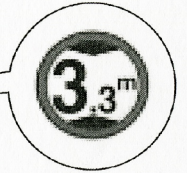
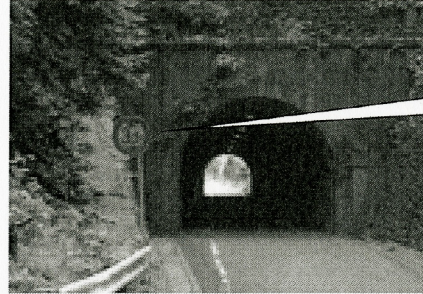
一般的制限値以下の車両であっても、橋、高架道路、トンネルなど車両の重量、高さで制限値が定められているときは、これを超えて通行してはいけません。

(道路法第47条第3項、第47条の2第1項)

○車両の重量が制限されている場合



○車両の高さが制限されている場合



道路標識に示されている制限重量を超える車両を通行させようとする場合は、特殊な車両と同様に、道路管理者に「通行許可申請」を行わなければなりません。

3) 通行認定

一般的制限値を超えない車両であっても、道路の構造に応じて通行できる車両の幅等は制限されます。この制限を超える車両をやむを得ず通行させようとするときには、道路管理者に通行の認定を受ける必要があります。

(道路法第47条第4項、車両制限令第5～7条、同令第12条)

例えば、一般的制限値(車両幅2.5m)内の大型車であっても、車両幅員が車道幅員の2分の1を超える道路については、通行できません。

車両制限令第12条の認定の申請を行うときは、車両の通行の許可の手続等を定める省令の別記様式第一による申請書を認定が必要な箇所を管理する道路管理者に提出します。その際、申請書内の「許可」の認定を○で囲み、()内に「(新規、更新、変更)」のいずれかを記入します。

様式第一	(用紙A4)
受付番号	
許可 特殊車両通行 申請書 (新規) (認定)	
道路管理者 東京都〇〇区長	平成16年4月2日
通行開始日 平成16年4月2日	平102-0072
通行終了日 平成17年4月1日	住所 東京都千代田区飯田橋〇〇
会社名・氏名	〇〇建設株式会社 印